

# 刑法事例演習

## メソッドから学ぶ



十河太朗

Chapter II 問題集

有斐閣

ISBN 978-4-641-13948-0

©2021, Taro Sogo

## 第Ⅰ問

以下の事実について、Xの罪責を論じなさい。

- 1 Xは、自宅でビールをコップ1杯飲んだが、運転には全く影響のない状態だったので、買い物に行くため自動車を運転し、自宅を出発した。Xは、最高速度時速50kmの道路を時速約60kmで走行していたところ、急に眠くなり、意識が遠のいたり目が覚めたりを繰り返しながら、前方の確認が不十分なまま速度を維持して自動車の運転を続けた。そのため、Xは、接近していた通行人のAを直前になって発見し、慌ててハンドルを切ったが、間に合わず、自動車をAに衝突させた。Aは、頭部を地面に打ちつけて気絶した。Aは、全治2週間の打撲傷を負った。なお、Xが眠くなかったのは、ビールを飲んだ影響ではなかった。
- 2 Xが自動車を降りてAの様子を見たところ、Aの財布などが地面に散乱していた。Xは、生活費の足しにしようと考え、Aの財布を拾い、自分の上着のポケットに入れた。
- 3 そのとき、BとCが通りかかり、「何をしている」と叫び、Xを取り押さえようとした。Xは、逃走するため、ナイフでBの腕を切りつけ、Bに全治3週間の裂傷を負わせたが、Cに取り押さえられた。

## 第2問

以下の事実について、X、YおよびZの罪責を論じなさい。

- 1 Xは、建設業者A社の社員であり、営業部に所属していた。Xの友人のYは、B市職員であり、公共工事の業者を選定し、B市として契約を締結する職務に従事していた。

Xは、自己の営業成績を上げたいという思いから、Yに対し、「公共工事の業者としてA社を選定してくれれば、その見返りに50万円を渡す」と提案した。Yは、これを承諾した。

- 2 そのころ、Xは、友人CのバイクをCの代わりに選定して購入することになり、その代金として現金50万円をCから預かった。Xは、Yに渡す金を用意することができなかつたため、Cから預かった現金50万円をYに渡すこととした。Xは、後日、サラ金で50万円を借りて穴埋めしようと考えていた。

- 3 XがYに電話をかけ、「今日、約束の金を渡したい」と言ったところ、Yは、出張でB市を離れていたため、「夫に取りに行かせる」と答えた。Yは、会社員の夫Zにこれまでの経緯を話し、Xから現金50万円を受け取るよう指示した。Zは、躊躇したものの、Yが「あなたは私の言うことを聞いていればいいのよ」とZに強い口調で命じたことから、渋々Yの指示に従うことにした。

Zは、Yの指示どおりに現金50万円をXから受け取った。5日後、Yが帰宅し、Zは、Xから受け取った現金50万円をYに渡した。

### 第3問

〔設問1〕 以下の事実について、X, Y の罪責を論じなさい。

暴力団 A 組の組長 X は、配下の組員が暴力団 B 組の組員に怪我を負わされたことから、B 組への報復のため、「B 組の組員を軽く痛めつけてこい」と配下の組員 Y に指示し、Y は、「分かりました」と答えた。

Y は、B 組の組員を探したが、なかなか見つからず、思案していたところ、偶然、A 組と敵対する暴力団 C 組の組長 D を見かけた。Y は、D を殺害すれば A 組の勢力が拡大して X が満足するとともに自分の手柄にもなると考え、B 組の組員への攻撃の代わりに D の殺害を決意し、特殊警棒で D の頭部等を何度も殴打し、死亡させた。

〔設問2〕 以下の事実について、X, Y の罪責を論じなさい。

暴力団の組長 X は、組員 A の行状が悪いことから、若頭 Y に対し、制裁のために A に傷害を負わせるという趣旨で「A をやれ」と指示した。Y は、これを聞いて、A を殺害するという意味であると誤信し、「分かりました」と答えた。Y は、殺意をもって A を射殺した。

## 第4問

[設問 1] 以下の事実 1 と 2 について、X, Y の罪責を論じなさい。

- 1 X は、友人の Y と道路を歩いていたところ、以前から敵対していた A と会い、口論になった。A が、突然「殺してやる」と叫びながら、X の顔面をめがけて鉄パイプで殴りかかってきたため、X は Y に助けを求めた。X と Y は、A の攻撃から X の身を守るために A に怪我をさせて仕方がないと思い、Y が A の足をつかんで A の動きを止め、X が手拳で A の顔面を殴打した（第 1 暴行）。A は、倒れた際に腕を骨折し、動けなくなってしまった。
- 2 X は、これを見て、もう A は襲ってこないと思ったものの、A に対する恐怖心や狼狽から、A の頭部を蹴った（第 2 暴行）。Y は、動けなくなった A に X がさらに暴行を加えたことに驚きつつ傍観していた。A は、第 2 暴行から生じた外傷性くも膜下出血によって死亡した。

[設問 2] 上記の事実 2 が以下の事実 3 であったとする。この場合の X, Y の罪責を論じなさい。

- 3 X は、これを見て、「俺に勝てると思ったのか。俺の力を思い知っただろう」などと叫び、専ら恨みを晴らしたいという気持ちで、A の頭部を力任せに数回蹴った（第 2 暴行）。Y は、動けなくなった A に X がさらに暴行を加えたことに驚きつつ傍観していた。A は、第 2 暴行から生じた外傷性くも膜下出血によって死亡した。

## 第 5 問

以下の事実について、X の罪責を論じなさい。

空手三段の X は、路上で A（男性）が泥酔している B（女性）を介抱しているのを見て、「A が B を襲っている」と思い込んだ。X は、「B を助けるために、A の頭に思いっきり回し蹴りをしよう。A に大怪我をさせるかもしれないが、B を助けるためなら許されるだろう。傷害罪には当たらないはずだ」と思い、力任せに A の頭部に回し蹴りをした。A は、地面に頭部を打ちつけ、全治 8 か月の頭蓋骨骨折の重傷を負った。

## 第 6 問

以下の事実について、X, Y の罪責を論じなさい。

X は、脱税した金員を預け入れるために他人名義の預金口座を開設しようと考え、自分と顔立ちの似た友人の Y に事情を話し、「お前の名前で預金口座を開設させてほしい。謝礼として 20 万円用意する」と依頼した。

Y は、これを承諾し、Y の運転免許証を X に渡した。

X は、A 銀行 B 支店に行き、口座開設申込書（以下「申込書」という）の氏名欄に「Y」と署名、押印し、窓口の係員 C に提出し、Y の運転免許証を提示した。C は、X を Y であると思い、Y 名義の預金口座を開設し、その口座の通帳とキャッシュカードを X に渡した。

なお、A 銀行では、犯罪による収益の移転防止に関する法律を踏まえ、他人名義の預金口座の開設には応じないこととされていた。

## 第 7 問

以下の事実について、X の罪責を論じなさい。

- 暴力団 A 組の組員 X は、敵対する暴力団 B 組の幹部 C の殺害を企て、まずピストルで C の腕を撃ち、30 分ほどかけて C を脅しながら B 組の情報を聞き出し、そのすぐ後に C を射殺するという計画を立てた。

X は、4 月 1 日午後 11 時ころ、人通りの少ない路上を 1 人で歩いていた C に近づき、上記の計画に従って C の腕を撃った。X は、軽傷を負った C を約 50 m 離れた公園に連れて行き、B 組の情報を聞き出そうとしたが、偶然、警ら中の警察官が通りかかったため、逃走した。

- この一件により C が警護を固めたことから、X は、C を直接襲うことは難しいと考え、見舞い品の名目で毒入りの酒を C に送り、C を殺害しようと考えた。4 月 21 日、X は、宅配便の集配所から、偽名を用いて見舞い品として毒入りの酒を C 宛てに発送した。

しかし、翌 22 日、宅配便の配達員が誤って C の隣家の D 宅に酒を届け、D は、誤配であることに気づかずその酒を受け取った。D は、酒を飲まなかっただため、そのうち友人が遊びに来たら飲ませようと思い、酒の瓶を居間のテーブルに置いた。

5 月 1 日、D の友人の E が酒を飲みに D 宅を訪れたが、D と E は口論となり、かつとなった D は、殺意を抱き、テーブルに置いてあった上記瓶で E の頭部を殴打し、E は、頭蓋骨骨折により死亡した。

## 第8問

以下の事実について、Xの罪責を論じなさい。

- 1 医師 X は、患者 A（女性、12歳）と親しくなり、A の様子から、わいせつな行為をしても A は受け入れてくれるだろうと思い込み、診療所において A にわいせつな行為をした。しかし、A にそのような気持ちはなかったため、A は、X の行為を拒絶し、その場から逃げ出した。

X が A に口止めをするため A を追いかけたところ、A は、気が動転するとともに恐怖心から周囲をよく見ずに走ったため、川に転落して頭部を強打し、死亡した。X は、それを見て、A がまだ生存していると思い、とどめを刺すため、石で A の頭部を殴打し、逃走した。

- 2 他方、X は、B（女性）と交際しており、本心では B と結婚する意思はなかったが、B との交際を継続するため、B には「結婚しよう」と言っていた。しかし、X がなかなか B と結婚しようとしないため、B は、次第に X に結婚を強く迫るようになった。困った X は、B の体調を悪化させて関心をそらそうと考え、B に対し、血圧を安定させる薬であると嘘を言い、めまいを惹き起こす薬を与え、服用するよう指示した。B は、X の指示どおりに 2 週間にわたり毎日その薬を服用し、その結果、ふらつきの症状が出るなど体調が悪化した。

- 3 それでも、B が X に結婚してくれるよう求めてきたことから、X は、B が不治の病であると誤信させて B を自殺に追い込もうと企てた。X は、B に対し、「顔色が悪いけど、大丈夫か。診てやろう」と言い、上記の診療所においてそれらしい検査をした後、B に対し、「不治の病にかかっている。余命は 1 か月程度だ」と嘘を述べた。B は、医師である X の言葉を信用した。X は、「君が弱っていく姿を見たくない。その前に自ら生命を絶ってほしい。僕のことを想うなら、そうしてくれ」と B に提案した。X は、混乱している様子の B に対し、「君もそのほうが楽だろう。苦しまず死ねる薬がある」などとたたみかけた。B は、X の提案に納得し、承諾した。そこで、X は、致死量の毒薬を B に渡し、B は、その毒薬を自ら飲んで、死亡した。

## 第9問

以下の事実について、X、Yの罪責を論じなさい。

- 1 Xは、夫A（男性、38歳、身長178cm、体重87kg）と生後3か月の長男Bの3人でA方において暮らしていた。Xは、毎日のようにAから暴力を振るわれる上に、Aが全く育児をしなかったためBの育児に疲れて自暴自棄になり、Bと心中しようと決意し、8月10日午前10時以降、Bへの授乳や水分補給をしなくなった。しかし、同日午後8時、Xは、Bの寝顔を見て、殺害をやめようと考え、Bへの授乳を再開した。Bは、その時点で多少衰弱していたものの、生命の危険が生じる状態ではなかったことから、すぐに回復した。
- 2 8月18日午後5時30分、A方において、Xが知人のY（男性、64歳、身長168cm、体重67kg）から食事に誘われたことがあるとAに話したところ、Aは、「あのやろう、ぶん殴ってやる」と怒鳴りながら、A方を出て行った。Xは、AがYに怪我をさせるかもしれないと思ったが、Aから暴力を受けるのが怖かったため、Aを制止したり警察に通報したりしなかった。
- 3 同日午後5時50分、AはY方に到着し、「開けろ」と叫んだ。YがAをY方に入れたところ、Aは、玄関ドアの鍵を閉めてたばこを吸い始め、「俺の女に手を出したな。土下座しろ」と迫った。Yが「その必要はない」と答えると、Aは、いきなりYの左顔面を拳で殴った。さらにAは、「土下座するまで許さない」と怒鳴り、たばこを吸いながらYの顔面に頭突きをし、Yを押入れのふすまに押し付けるなどの暴力を断続的に繰り返した。その結果、Yは顔面に打撲を負った。  
同日午後6時、Aは、「このままで済むと思うな」と怒鳴り、Y方の玄関ドア付近でたばこを吸うためにYに背を向けた。Yは、理不尽な要求をするAに怒りの念を抱くとともに、Aの暴行から逃れたいと考え、近くにあった果物ナイフ（刃体の長さ15cm）でAの脇腹や背部を何度も刺した。Aは、裂傷を負って出血し、その場で倒れた。
- 4 その際、Yは、Aの反撃に遭い、脳しんとうを起こして気絶した。同日午後7時、意識を取り戻したYは、Aを病院に連れて行こうと思い、Aを自分の自動車に乗せて出発した。しかし、Yは、自己の責任が問われるのを恐れるとともに、Aへの怒りの念が強くなり、同日午後7時30分、「治療をすればAは助かるだろうが、Aが死亡してもかまわない」と決意し、病院に向かわざ漫然と自動車を走行させた。同日午後11時30分、Aは、車内で前記裂傷により失血死した。
- 5 同日午後6時30分ころまでは、Aは確実に救命できる状態だったが、その後、救命可能性が低下して、確実に救命できるとはいえないとなり、同日午後10時ころ以降は救命がほぼ不可能になっていた。

## 第 10 問

以下の事実について、X, Y の罪責を論じなさい。

- 1 A 学園は、中学校、高等学校から成る学校法人であり、X は、その理事長として、同学園の運営、施設管理や資産運用等の業務全般を統括管理していた。一方、Y は、B 病院の院長である。A 学園の高等学校に看護科があったことなどから、X と Y は親しい関係にあった。
- 2 B 病院は、経営難に陥っており、金融機関から融資が受けられない状態にあった。そこで、Y は、X に対し、A 学園から B 病院に 5000 万円を融資してくれるよう依頼した。X は、B 病院による返済の可能性がないことは分かっていたが、「君の頼みだから断れないな。その代わり、私個人に 100 万円を用立ててくれ。それと、うちの看護科の生徒を B 病院で優先的に就職させてくれ」という条件を出した。Y がこれを了承したため、X は、6 か月後を返済期限として、A 学園の資金から B 病院に無担保で 5000 万円を融資することとした。
- 3 A 学園では、融資等の支出の際には理事会の承認を得るなどの手続が定められていたが、A 学園の運営は、ほとんど X が独断で決めており、理事会は、書類のやり取りなどで形式的に済ませることが多かった。X は、B 病院への融資についても書類の送付により理事会の承認を得たこととし、A 学園の資金が預金されている C 銀行 D 支店の A 学園名義の普通預金口座から 5000 万円を E 銀行 F 支店の B 病院名義の普通預金口座に送金した。Y は、こうした事情をすべて認識していた。
- 4 他方、B 病院では、副院長 G が Y の経営責任を厳しく追及し、Y と対立していた。そこで、Y は、G の立場を悪くするため、夜間、G が副院長室の机の中に保管している機密資料のファイルを持ち出した。その際、Y は、「明日の会議で使うファイルだから、これが紛失すれば G が責任を問われる。ただ、ファイルを B 病院の封筒に入れて交番に届ければ、遅くとも明日の昼には確実に G の手元に戻ってきて、実害は発生しないだろう」と考えていた。Y は、持ち出した G のファイルをすぐに B 病院から約 50 m 離れた交番に拾得物として届けた。
- 5 翌日の昼ころ、交番から B 病院にファイルについて問合せがあり、ファイルは G に返却された。

## 第 11 問

以下の事実について、X, Y, Z の罪責を論じなさい。

- 1 X は、宝石のブローカーである A を殺害して宝石を奪おうと企てた。X は、知人の Y が A を知っており、A をおびき出せることが分かったため、これを利用しようと考え、Y に電話をかけ、その旨を伝えた。Y は、X に対し、「分かった。俺が A を『燕ホテル』の部屋に呼び出し、買い主と交渉するふりをして A から宝石を受け取って部屋を出る。その後、お前が A のいる部屋に入って A を射殺しろ。その間に、俺は宝石を持って逃げる」と犯行手順を説明し、X もこれに同調した。  
Y の弟の Z は、Y が X と電話で話しているのを立ち聞きし、X と Y が A から宝石をだまし取るのを手助けしようと考えた。ただ、Z は、Y の話の全部は聞こえなかったので、X と Y が A を射殺する計画を立てていることは認識していなかった。
- 2 Y は、宝石の買い主がいるように装い、燕ホテルの 302 号室に A を案内した。ホテルの出入口には、A がボディーガードとして連れてきた暴力団の組員が数人いた。  
Z は、X と Y に知らせずに自動車で燕ホテルに赴き、Y が A を 302 号室に案内したのを見たが、その後、私服警察官がホテル内を巡回していることに気づき、もし警察官が 302 号室に近づいたら阻止しようと考え、302 号室付近で様子を窺っていた。
- 3 Y は、A に「この階の別の部屋にいる買い主と交渉してくるから、宝石を少し預けてくれ」と言った。A は、「じゃあ、あんたに預けるわ」と言って、宝石（時価総額 2896 万円相当）の入った小型の鞄を Y に渡した。Y は、これを受け取り、302 号室を出て、305 号室で待機していた X に対し、A を射殺するよう指示し、ホテルの出入口に向かった。Z は、それを見て、Y を追いかけた。その間、警察官は、302 号室には近づかなかった。
- 4 Y が燕ホテルを出てタクシーを探していたところ、Z が自動車に乗って Y の前に現れ、「事情は分かっている。早く乗れ」と言った。Y は、A から受け取った宝石を持って自動車に乗り、Z の運転する自動車で燕ホテルを出発し、自宅に向かった。
- 5 その後、X は、302 号室に入り、A にけん銃を発砲したが、A は、防弾チョッキを着ていたため、死亡せず、肋骨を骨折したにとどまった。

## 第 12 問

以下の事実について、X の罪責を論じなさい。

- 1 X は、鉄筋 5 階建ての分譲マンション「トーダ TSUBAME」の 101 号室（X 所有。以下「X 宅」という）に妻の A と 2 人で暮らしていた。同マンションには、防火扉などは設置されていなかった。

X は、普段から酒癖が悪く、日本酒を 5、6 合以上飲むと他人に暴力を振るうことが度々あり、その暴力の程度は他人を死亡させかねない程度に至ることも少なくなかった。
- 2 ある日の午後 6 時ころ（以下、時刻のみを示す）、X は、X 宅で日本酒を飲み始めた。午後 6 時 10 分ころ、A から、「お酒を飲んでばかりいないで、ちょっとは働いてよ」などと言われたため、憤激し、腹いせの気持ちと、X 宅に掛けられた火災保険の保険金を得る目的で、X 宅に火をつけて燃やそうと決意した。X は、他の区画にも延焼するかもしれないと思ったが、A や他の居住者に危害を加えるつもりはなかった。X は、この日はそれほど大量の酒を飲むつもりはなく、暴れるほど酩酊することはないだろうと思いながら日本酒を飲み続けた。
- 3 午後 7 時 15 分ころ、上記の計画を実行するため、A に対し、「この家に火をつける。危ないから出でていけ」などと叫びながら、近くにあった灯油入りのポリタンクを持ち出し、X 宅内に灯油を撒布しようとした。A が「やめて」と言って、これを止めようとしたところ、X は、ポリタンク、新聞紙、ライターを持って X 宅を飛び出した。101 号室の目の前にあるエレベーターが点検中でドアが開いていたため、X は、エレベーターのかごの側壁に灯油を撒いた。なお、灯油は、ガソリンに比べて揮発性が低い上に、引火点も 40 度から 60 度と高く、直接火を近づけない限りあまり引火しない性質を有している。
- 4 午後 7 時 20 分ころ、居住者の B と C が騒ぎを聞いて出てきたため、X は、「近づくと火をつけるぞ。向こうへ行け」と叫んで、棒状に丸めた新聞紙の先端にライターで火をつける格好をした。X は、B らが離れた後にエレベーターに火をつけるつもりだったが、B が X の持っていたライターと新聞紙を叩き落とし、その際、ライターの火が新聞紙と撒布された灯油に引火した。火は、エレベーターの側壁を約 3 m<sup>2</sup> 焼いたところで B らによって消し止められた。
- 5 午後 7 時 30 分ころ、X は、B に妨害されたことに憤激し、報復のために B を殺害しようと決意し、B に対し、携帯していたカッターナイフを B の首に向けて突き出した。B は、これを避けたが、その弾みで転倒して地面に手をつき、手の平を擦りむいて、加療 1 週間を要する擦傷を負った。X は、すぐに C に取り押さえられた。
- 6 午後 7 時ころには、X の飲酒量の合計は 7 合に達し、それ以降、X は、病的酩酊状態に陥り、行為の是非を弁識する能力およびそれに従って行動を制御する能力が欠如した状態となっていた。

## 第 13 問

以下の事実について、X, Y, Z, W の罪責を論じなさい。

- 1 X は、高齢者にその息子を装って順次、電話をかけ、示談金が必要になったと嘘を述べ、指定の預金口座に現金を振り込ませてこれを引き出すという計画を立てた。5月1日、X は、電話をかける部屋、携帯電話、高齢者のリスト、マニュアル、預金口座を用意した上で、友人のY に上記の計画を伝え、「電話をかける役を担当してくれ。お前の取り分は3割だ」と依頼した。Y は、これを承諾した。

翌2日午前10時、Y は、高齢者A にA の息子を装って電話をかけ、「トラブルを起こして示談金が必要なんだ。50万円を振り込んでくれ」と嘘を述べ、口座番号等を伝えた。これを信じたA は、同日午前11時、B銀行C支店（支店長D）においてATM に現金50万円を投入し、E銀行F支店（支店長G）の指定の口座に送金した。

同日午後2時、Y から報告を受けたX は、後輩のZ に事情を話し、報酬1万円で、A の振り込んだ50万円をATM で引き出すよう依頼した。Z は、これを承諾し、同日午後2時30分、E銀行F支店のATM で前記口座から50万円を引き出し、X に渡した。なお、E銀行では、犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づき、犯罪の被害金の疑いがあるときには預金の引き出しに応じない取扱いが徹底されていた。

- 2 同月15日午前10時、Y は、X の用意した高齢者のリスト、マニュアル、携帯電話を使って、高齢者H にH の息子を装って電話をかけ、示談金50万円が必要であると嘘を述べ、H は、これを信じた。しかし、Y は、度々X から叱責される上、報酬が少ないと感じ、利益を独り占めにしようと考えた。そこで、同日午前10時30分、Y は、「H をだませなかった」とX に虚偽の報告をし、H には、Y の用意したE銀行F支店の口座を振込先に指定した。H は、同日午後2時、B銀行C支店においてATM に現金50万円を投入し、Y に指定された口座に送金した。

- 3 その後、X は、銀行を利用すると犯行発覚のおそれがあると考え、高齢者に現金を送付させることとし、Y にその計画を伝えた。

同月20日午前10時、Y は、高齢者I にI の息子を装って電話をかけ、示談金50万円が必要であると嘘を述べた。I は、Y の言っていることが嘘であることに気づいたが、本当の息子と同じような歳の若者が金に困っていると思って不懶になり、Y の言うことを信じているように装い、「分かったよ」と答えた。同日午後2時、I は、Y に指定された住所に現金50万円入りの荷物を宅配便で送付した。

同日午後7時、Y から報告を受けたX は、後輩のW に事情を話し、報酬1万円で、I から送付される現金を受け取るよう依頼した。W は、これを承諾し、翌21日午前11時、指定された住居で、I から送付された現金50万円入りの荷物を宅配業者から受け取り、それをX に渡した。